

14 学則変更届（専修学校・各種学校用）①

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ②

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

学則変更届

このたび、○○学校の学則を変更したいので、学校教育法第131条及び同法施行規則第189条において準用する同規則第5条の規定に基づきお届けします。

(※)

- 1 変更する内容
- 2 変更する理由
- 3 変更年月日
- 4 変更条文新旧比較表(様式27)

(※)各種学校は、下線部を「学校教育法施行令第27条の3」とすること。

添付書類

- 1) 理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式29、30の作成例参照) ③
- 2) 新学則
- 3) 収容定員変更の場合は、学級編制表(様式3)、教職員編制表(様式4)、施設の概要(様式9)及び校地・校舎の図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図)④
- 4) 授業料等納付金の変更・附帯教育事業の変更の場合は、変更前年度決算見込及び変更年度の資金収支予算書(様式13)⑤
- 5) 専門士等の手続完了に伴う変更(卒業証書の様式変更等)の場合は、手続が完了したことがわかる文部科学省の公示結果の写し(ホームページ・事務連絡)

※その他参考資料の提出を求める場合がある。

提出期限

(修業年限、学科の名称及び収容定員の変更)

生徒募集開始前に提出すること。

(他の事項の変更)

事前届出を要する。なお、届出内容に関係法令違反等の不備があれば計画の是正を指導する場合があるため、変更を決定した時点で速やかに提出すること。

説 明

- ① 専修学校は、学科設置及び廃止以外の学則の変更の場合に本様式を使用すること。
- ② 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。

- ③ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。
- ④ 各部屋の室名及び面積を記載すること。
- ⑤ 変更年度の前年度に届出しようとする場合は、前年度の決算見込並びに変更年度の収支予算書を提出する。変更日年度の前々年度に届出しようとする場合は、前々年度の決算見込並びに前年度及び変更年度の収支予算書を提出する。

留意事項

- 1. 提出部数正副各1部(合計2部)
- 2. 以下の変更の場合はその他関係認可申請・届出の提出を要することに留意すること。
 - ・目的変更 : 目的変更認可申請書(専修学校)、目的変更届(各種学校)
 - ・名 称 : 名称変更届
 - ・位 置 : 位置変更届
 - ・校地校舎 : 校地・校舎変更届
 - ・定員の変更: 収容定員変更認可申請書(各種学校の場合に限る)
- 3. 次の場合は、それぞれ所定の手続きが別途必要であることに留意すること。
 - ・変更しようとする学科が、修了者に専門士(高度専門士)の称号が付与される学科である場合
 - ・変更しようとする高等課程(専門課程)の学科が、修了者に大学(大学院)入学資格が認められる高等課程(専門課程)である場合
 - ・変更しようとする学科が、職業実践専門課程の認定学科である場合
- 4. 法令に基づく各種国家資格の養成施設の指定を受ける専修学校・各種学校が、養成施設に係る手続きを行う場合は、大阪府(私学課)にも同時に学校に係る手続きを行うこと。なお、養成施設に係る手続きの過程で内容に変更が生じた場合は、担当者に申し出ること。
- 5. 大阪府私立高校生等就学支援推進校が授業料等納付金を変更しようとする場合は、事前に変更協議の手続きを要することに留意すること。
- 6. 学則変更届により学年制の学科から単位制の学科に変更することはできないため、既存の学年制の学科を単位制の学科としようとする場合は、単位制の学科の学科設置届及び学年制の学科の学科廃止届(事前に募集停止について届け出ること)をそれぞれ提出すること。
- 7. 学科の生徒募集を停止しようとする場合は、学則作成例の文言を参照すること。
- 8. 生徒の入学年度によって適用される内容(教育課程、納付金等)が異なる場合は、その旨を明らかにすること。ただし、附則により省略することができる(作成例参照)。
- 9. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)。